

六 払込金額	五 発行額	四 発行方法	三 振替法の適用等	二 法律及びその項	一 名称及び記号	財務省告示第二百十号 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第四十三条の発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。 平成十七年五月二十五日 平成十七年五月二十四日 財務大臣 谷垣 禎一
一兆九千二百二十七億二千四百三十三万	うち、財融資金特別会計法	国債の募集の取扱い及び引受けを目的として組織される団体との間に国債の募集の取扱い及び引受けに関する契約を締結する	成振替法（と）の規定の適用	第二十六年法律第百一十一号（昭和二十六年法律第百一十一号）	利付国庫債券（十年）（第二十六十九回）	
四千二百五十七億二千四百三十三万	発行する利付国債に付いては、特別会計法第五十五条の発行額	国債の募集の取扱い及び引受けを目的として組織される団体との間に国債の募集の取扱い及び引受けに関する契約を締結する	成振替法（と）の規定の適用	第二十六年法律第百一十一号（昭和二十六年法律第百一十一号）	利付国庫債券（十年）（第二十六十九回）	

七

最低額面金

五十二万円

八

振替単位

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金との整数倍の金額によるものとす。

九

発行日

平成十七年五月二十五日

十

募集価格

額面金額三パーセント

十一

利率

額面金額にプラスの算金

十二

経過利率の払込み

額にプラスの算金を出した金額を第十九号の規定する。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.3}{100} \times \frac{66}{365}$$

(二)

発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座につき記載又は記録されるもの

に算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額

へただし、当該国債を発行時に

にたし、当該国債を発行時に

者又は外国法人である場合に

は、前記(一)の算式により算出し

た金額に当該非居住者又は外

国法人が適用を受ける所得税

の税率を乗じた金額を控除

十三

初期利子

平成十七年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、算出した金額を

が銀行休業日に当たるときは、
 その翌営業日に支払う（以下、
 次号及び第十五号において規定
 する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四	第二期以後の利子	毎年三月二十日及び九月二十日
十五	償還期限	を、支払期とし、各支払期において、
十六	償還金額	利子を支払う。
十七	元利支	平成二十七年三月二十日
十八	払集場所	日本銀行
十九	払込期日	平成十七年五月十九日までから平成